

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会

発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫

2013年1月10日発行・No.22

震災対策特別号

原発賠償相談事例

県内避難者調査報告

原発事故関連死和解

原発事故 損害賠償請求 Q & A

目 次

序「東電の損害賠償に対する姿勢の問題点」	2
第1類型 自主避難者からの賠償請求	
相談と回答1-1 「自主避難により給与が下がった。差額は請求できるか？」	3
検討と解説1-1 「自主避難者からの損害賠償請求が認められた事例」	3
第2類型 精神的苦痛に対する賠償請求	
相談と回答2-1 「避難生活によりストレスがたまり、眠れない、イライラするなどの症状が出た」	4
参考事例 2-1 「精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害が認められた事例」	4
相談と回答2-2 「足の血管がつまり手術。医療費はかからなかったが、この精神的苦痛は賠償されないのか？」	4
相談と回答2-3 「避難後夫が認知症を発症。夫から暴言・暴力を受けた妻の精神的苦痛は補償されるのか？」	5
検討と解説2-1, 2, 3 「定額の『精神損害』に対する賠償金は、避難生活に伴う『通常の』精神的苦痛に対する賠償金に過ぎない」	5
第3類型 身体問題に関する賠償請求	
相談と回答3-1 「以前から患っている持病が悪化した場合、賠償請求できるか？」	6
相談と回答3-2 「原発事故で息子が会社を辞めたため、親の透析治療に保険がきかなくなってしまった。この差額は賠償請求できるか？」	7
検討と解説3-1, -2 「中間指針が示す『賠償されるべき生命・身体的損害』」	7
相談と回答3-3 「避難先の出産祝い金が地元より低い。差額は賠償されるか？」	8
検討と解説3-3 「避難による家計費の増大分に関する賠償請求」	8
第4類型 就労に関する賠償請求	
相談と回答4-1 「20年余り東電の日雇い労務者として働いていたが、原発事故で仕事が無くなった。休業補償は受けられるのか？」	9
検討と解説 「和解事例・中間指針からみる就労問題に関する損害賠償」	9
相談と回答4-2 「震災後入社した会社を病気が悪化した両親の介護のため退社。就労損害として賠償請求できるか」	10
検討と解説4-2 「自発的な離職も原発事故と『相当因果関係』があれば、賠償されるべき就労損害であるといえるか？」	10
第5類型 財物補償に関する問題	
相談と回答5-1 「県外に新しい住居を購入したいが、購入資金は補償されるのか？」	11
相談と回答5-2 「相続登記が済んでいないが、このままでも補償してもらえるか？」	13
相談と回答5-3 「家の修繕費や立入禁止地域の駐車場の賃料は補償してもらえるか？」	13
参考事例5-3 「不動産の損害に関する和解事例」	14
相談と回答5-4 「土地の線量が高く、売買契約が頓挫。この損害は賠償されるのか？」	14
検討と解説5-4 「不動産に関する契約への影響に関する賠償の指針」	14
第6類型 損害賠償請求権の時効消滅に関する問題	
相談と回答6-1 「ADRで話し合いが始まれば請求権は時効消滅しないか？」	15
検討と解説6-1 「特別法が制定されるまでは、営利団体である東電の善意を過信することはできない」	15

序「東京電力の損害賠償に対する姿勢の問題点」

群馬司法書士会が開設した「相談電話フリーダイヤル」に寄せられた電話の多くが、東京電力に対する損害賠償請求についてのものでした。相談の内容としては、東電に対する請求を行ったものの応じてもらうことができなかったというものや、自分の請求に東電が応じてくれるかどうか知りたいというものが大半でした。ここでは、寄せられた相談を、自主避難、精神的苦痛、身体問題、就労補償、財物補償、損害賠償請求権の時効消滅という6類型に分けて検討します。

東電が請求に応じない場合、対策の一つとして、紛争解決センターに調停を申し立てることができることになっています。検討結果が実際に役立つには、この調停などの手続で主張が認められる必要があります。そのため、検討に際しては、原子力損害賠償紛争解決センターが公表した「和解事例集」を参照しました。

紛争解決センターの調停は、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」といいます）に基づいて行われます。中間指針は何度か改定されており、今後も改定が見込まれますが、和解に影響を与えることは事実ですので、検討に際しては中間指針も参照しています。（なお、被害者の権利実現という観点からみると、中間指針の賠償基準には問題があること、訴訟等の成果を通じて新たな基準が作られる必要があることを申し添えます。）

紛争解決センターは、平成24年7月、「東京電力の対応に問題のある事例」（以下では「問題事例」といいます）を5件あげたうえで、これらの事例に共通した問題点について、総括委員会の所見を発表しています。

所見の中で総括委員会は、「このたび公表する和解案を含む仲介手続の審理過程は、賠償義務者である東京電力の手続遂行態度が、和解仲介手続の志向に沿わず、被災者に対する適切な賠償実現を遅延する結果をもたらすことになった事例である」と公表の理由を述べ、「このような実務態度を改める努力は、単一の賠償義務者として、全申立案件について組織的対応が可能な立場にある東京電力において、特に、自覚と実行が求められる。それこそが、未曾有の原子力災害をもたらした東京電力の企業としての社会的責任を果たす所以と解される」と指摘しています。

筆者が実際に経験した事例でも、東京電力は、中間指針があるにもかかわらず、それに反するような主張を平然と行ってきます。また、東京電力から出てくる弁護士作成の書面は、訴訟と同様の体裁、内容です。法的な手続に慣れていない被害者の多くは威圧感を受けるでしょう。そして戸惑うに違いありません。

東京電力は利益を追求する民間企業です。当然、自社の損失が増えないように努力します。そしてその努力は、原発事故の損害賠償という場面においても発揮されているのです。東京電力が、被害者に対して支払う損害賠償をなるべく少なくしようとするのは、企業の行動原理としては当然なのかもしれません。しかし、原発事故被害者の実情を知る者からみれば、東電の対応は、企業として当然負うべき責任を免れようとしているという一点において、許されざるものと映ります。

被害者の多くが、東京電力の対応に怒っています。なんの落ち度もない被害者が、東電原発事故によって生活と未来を奪われたのですから、その怒りは当然です。東京電力の責任は、被害者の怒りを正当に受け止め、真つ当な損害賠償をすることでしか果たせないはずです。しかし、東電の対応を見ていると、責任の自覚も、責任を果たそうとする姿勢も見取ることができません。東電のこうした対応に接した被害者は、またも精神的苦痛を受け、被害を重ねることになります。

東京電力の対応を変えさせるにはどうすればよいのでしょうか。紛争解決センターによる調停や、訴訟などの手続を通じて、東電の対応を変えさせること、それに尽きるのではないのでしょうか。

紛争解決センターは、2013年1月29日現在、218の事案について和解契約書を公開しています。公開された事案（以下では「公開事案」といいます）の多くが、私たちのフリーダイヤルに寄せられた6つの類型に重なります。私たちは、寄せられた相談と公開事案の検討を通じて、東京電力の対応を実際に変えさせるにはどうするか、考えてみたいと思います。

第1類型 自主避難者からの損害賠償請求

質問1-1 「自主避難により給与が下がった。差額は賠償請求できるか？」

子どもが小さいので、福島市から県外に避難しました。幸運にも福島で行っていた仕事と同じ仕事に就くことができました。しかし、給与が大幅に減少しました。差額分の請求はできますか。福島市からの避難なので自主避難になると思いますが、自主避難に対する補償について教えてください。

回答1-1

相談者は、福島市内から県外に避難しています。避難の時期が平成23年3月から4月であれば特段の事情がなくとも、また、それ以後であれば、避難を必要とした事情を明らかにして、避難費用、生活費増加費用、就労損害（従来との給料との差額分）、精神的苦痛についての損害賠償などが請求できると思われます。

東京電力が請求に応じない場合、すみやかに紛争解決センターに調停を申し立てることをおすすめします。

検討と解説1-1 「自主避難者からの損害賠償請求が認められた事例」

紛争解決センターは、福島市やいわき市など「自主的避難等対象区域」に関して、「問題事例」で5件中2件、「公開事案」で218件中54件の和解を成立させています。この件数を見ただけで、「自主的避難等対象区域」の居住者や避難者が東電に請求した時に、満足な損害賠償を受けることがどれほど困難であるかわかります。

いわき市から京都まで避難された方の、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害を請求した事例が、問題事例にあります。東電は、「福島県は本件事故の直後の少なくとも平成23年3月15日以降、県内のいわき市を含む複数の拠点で放射線量の測定を行い、随時、県を始めマスメディアを通じてその結果を公表してきており」、平成23年3月16日以後に避難を開始した場合には、自主避難継続中の避難費用の賠償を受け入れることはできないと主張しました。

これに対し紛争解決センターは、「放射線量情報が乏しかった23年3月または4月に自主的避難等対象区域から避難を開始した場合には、避難を開始する特段の合理性を確認するまでもなく、原則として、避難の開始に合理性を認めるのが、当センターにおける確立した先例である」として東電の主張を認めず、結果として、事故発生から平成23年4月末までの避難費用、生活費増加分及び精神的損害合計60万4260円を支払う旨の和解が成立しています。

また、いわき市から避難した方が、避難費用、帰宅費用、就労不能損害、精神的損害について申し立てた公開事案では、平成23年3月15日から平成23年5月10日までの分として76万7245円（うち就労不能損害分29万4575円）を支払う和解が成立しています。

さらに、福島市から自主避難された方（4名）が申し立てた公開事案でも、就労損害を含め、4名合計で136万円（事故発生から平成23年12月末日までの分）を支払う和解も成立しています。

第2類型 精神的苦痛に対する損害賠償請求

相談2-1 「避難生活によりストレスがたまり、眠れない、イライラするなどの症状が出た」

原発事故で各地の避難所を転々とし、やっと仮設住宅に落ち着きましたが、避難生活のストレスが溜まり精神的につらい、眠れない、イライラする、体が怠いなどの症状があり、現在通院しています。こういった事に対して損害賠償請求はできますか。

回答2-1

この方は、治療費等の実費と慰謝料の請求をすることが可能であると考えられます。請求を行う際には、医院から通院証明をもらい、治療費や交通費の実費、証明書取得費及び慰謝料（算定には交通事故により治療通院した場合の慰謝料が参考になります）などの支払を東電に求め、もし応じなければ、紛争解決センターに調停の申立を行うのが適当であると考えます。

参考事例「精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害が認められた事例」

2-1の相談者の方の場合、参考となる公開事例として、以下のようなものがあります。「本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）、自動車買換費用（二輪駆動車→四輪駆動車）、生命・身体的損害（精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害）、通院交通費及び避難生活に伴う精神的損害等の損害賠償を求めた事例」（事例159）

この公開事例では、避難生活に伴う精神的損害に対する慰謝料として東電の基準を超える額が認められるとともに、精神的な健康状態の悪化に対する治療費及び慰謝料も認められています。

相談2-2 足の血管がつまり手術。医療費はかからなかったが、この精神的苦痛は賠償されないのか？

避難して狭い所に押し込められたことで、足の血管がつまり手術をしました。医療費自体

はかかっていないのですが「請求書」の精神的損害の額では納得できません。自分の納得のいく額で請求をしたいと思いますが、どうしたらいいでしょうか。

回答2-2

この方については、足の血管の手術が必要となったものの、医療費が免除されているため実費の支出はなかったようです。しかし、避難生活によって健康状態が悪化し、手術に至ったものであれば、当然、慰謝料の請求は可能となります。東電が応じなければ、すみやかに紛争解決センターへの申立を行うべきです。なお、医師の診断書などで、避難生活と足の血管のつまりや手術との関連を明らかにできるように準備しておく必要があります。

相談2-3 「避難後夫が認知症を発症。夫から暴言・暴力を受けた妻の精神的苦痛は補償されるのか？」

私は65才、夫は75才になります。避難以降、精神的ストレスや環境の変化等により、夫に認知症の症状が見られるようになり、私に対して暴言をはき、暴力をふるうようになってしまいました。私の精神的な苦痛は損害賠償の対象になりますか。

回答2-3

避難生活に伴う精神的ストレスや環境の変化等により、夫に認知症の症状が見られるようになり、相談者が夫から暴言をはかれ、暴力をふるわれるようになったというご相談です。この場合にも、原発事故に伴う避難生活により認知症を発症し、あるいは悪化したというのであれば、夫の治療費や慰謝料は支払われることになります。

また、認知症になった夫と同居している妻が受けている夫の暴言や、暴力は、原発事故による避難生活に伴って生じたものとして、やはり慰謝料の支払を受けられると考えられます。この場合、まず、夫の認知症について医師の診断書などを出してもらい、夫と生活する上で避けることができなかった相談者の精神的苦痛について、できるだけ詳細なメモ（日記のようなもので結構です）を書いておくと、手続を行ううえで助けになります。できるだけ早期に紛争解決センターへの調停申立をされることをおすすめします。（それにしても、認知症になってしまった夫と、その夫から暴言をはかれる妻の狭い仮設住宅での暮らしを考えると、痛ましく、胸がふさがる思いです。）

検討と解説（2-1、2-2、2-3）

「定額の『精神損害』に対する賠償金は、避難生活に伴う『通常の』精神的苦痛に対する賠償金に過ぎない」

「精神的苦痛」は原発事故の被害者だれもが強く訴えます。事故によって生活を根こそぎ奪われ、まったく異質な環境のなか、将来の展望が見えない状況で耐えている痛み、苦しみは、その当人以外にはわからないものだと思います。被害者の精神的苦痛を金銭で賠償することなど、本来できないことなのかもしれません。

しかし現実には、精神的苦痛に対する損害賠償は「慰謝料」という名の金銭支払によってなされることになります。問題は、被害者が受けた精神的苦痛に見合った慰謝料が支払われるかどうかということになります。原発事故によって受けた精神的苦痛は、けっして一括り

にできるものではありません。被害者の個々の実情によって異なっているはずです。

このことは、文部科学省内の原子力損害賠償紛争審査会が示した「中間指針」が、

「本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当するから、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害（慰謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償すべき損害といえる。但し、生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限度がある。」

と述べているとおりです。

しかし、東京電力は、「賠償金ご請求書」の中に「避難生活等による精神損害」の項目をもうけ、定額の賠償金の支払を行っています。なぜでしょうか。「中間指針」はこの点について次のように述べています。

「本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされるなど、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能である。したがって、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる」

つまり、東電への請求書に記載される「精神損害」の賠償は、避難生活に伴う通常考えられる精神的苦痛を対象としており、それ以上でも以下でもないのです。（なお慰謝料の金額は、交通事故の場合に支払われる自賠責保険の額などを基準に、それより2割ほど低い額とされています。この金額の合理性については疑問です。）

多数の被害者に対し、できるだけ早く賠償金を支払うためには、一括処理ができる一定の金額を請求してもらった方が都合がよいという考え方にも一理あります。しかしその賠償額は、先に述べたとおり一般的な損害に対するものに過ぎません。つまり、定額の賠償金を受け取ったからといって、この金額を超える額を、精神的損害に対する賠償金として請求する権利を無くしたわけではないのです。自分が受けた精神的苦痛について、東電を相手に調停の申立や訴訟によって訴える手段があるのです。そして、現実には、多くの訴訟や、紛争解決センターにおける調停により、和解事例も数多く成立していることは参考事例や解説に掲げてあるとおりです。あきらめることはありません。

第3類型 身体問題に関する賠償請求

相談3-1 「以前から患っている持病が悪化した場合、賠償請求できるか？」

避難生活により体調を崩し、18年前から患っている持病が悪化しました。持病の悪化について賠償請求できますか。

回答3-1

避難生活によって症状が悪化した場合には、この質問に関する「検討と解説」に掲げてあります中間指針のなかのⅠ、またはⅡにより損害賠償を受けることができると考えられます。また、症状の悪化を防ぐために費用が増加していれば、その分の費用の賠償も請求できると考えます。

請求をするためには、持病の状態や治療方法などについて、医師の診断書などを用意しておくのと助けになります。また腰の痛みなどは他人にわかってもらうことが難しいですから、どんな状態なのか説明できるようメモを作っておくと助けになります。

相談3-2 「原発事故で息子が会社を辞めたため、親の透析治療に保険がきかなくなってしまった。この差額は賠償請求できるか？」

双葉町で被災しました。長男夫婦と同居しており、私たち夫婦は長男の扶養家族になっていました。原発事故で避難を余儀なくされ、東京、茨城と転々とした後、県内に避難しています。妻は脳溢血の後遺症があり、事故前から体が不自由です。私は人工透析をしています。原発事故の影響で、県外の職場に転勤するよう長男の会社がいつてきました。両親の看護が必要であるため県外への転勤はできないと答えると、会社を辞めさせられてしまいました。長男の健康保険が使えなくなったために、私の人工透析費用が現在のところ60万円余りになってしまっています。東電に請求できますか。

回答3-2

長男の離職は、「（原発）事故と相当因果関係のある離職」に該当すると考えられます。相談者の治療費の増加は、事故と相当因果関係のある長男の離職によって生じたものであり、したがって、東電に対して損害賠償請求が可能であると考えられます。

東電が請求に応じない場合、相談者は、診断書、健康保険が適用されていた時期と現在の治療費の明細、長男の離職証明や離職に至った事情のメモなどをご用意いただき、紛争解決センターへの調停申立を行うことをおすすめします。

検討と解説（3-1、3-2）「中間指針が示す『賠償されるべき生命・身体的損害』」

「中間指針」は、「生命・身体的損害」について次のように述べています。

「避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

- Ⅰ) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- Ⅱ) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

さらに「備考」で、「また、避難等により実際に健康状態が悪化したわけではなくとも、高齢者や持病を抱えている者らが、避難等による健康悪化防止のために必要な限りにおいて、従来より費用の増加する治療を受けることも合理的な行動であるから、これによって増加した費用も賠償すべき損害と認められる」とも述べています。

避難生活で怪我をしたり、病気になった場合はもちろん、持病が悪化して治療が必要になった場合や、持病が悪化しないように、より高額な治療を受けた場合でも、治療費などが損害賠償の対象となるとしているのです。

それでは、相談3-2の場合はどうでしょうか。相談者は長男の健康保険を使って人工透析を受けていました。ところが長男が会社を辞めることになってしまい、保険が使えなくなり、60万円もの治療費を払っています。長男が会社を辞めた理由は、原発事故により他県の職場へ転勤を命じられたためです。

中間指針は、「就労不能等による損害」の項目の備考で、次のように述べています。「避難等を余儀なくされた勤労者が、例えば、対象区域内にあった勤務先が本件事故により廃業を余儀なくされ、又は、避難先が勤務先から遠方となったために就労が不能等となった場合には、その給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認められる。なお、就労の不能等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる」

このように相談3-2の相談者のご長男の場合、この中間指針にいう「本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職」に該当すると考えられます。この観点から上述の様な回答を導きました。

相談3-3 「避難先の出産祝い金が地元より低い。差額は賠償されるのか？」

原発事故当時、妊娠していました。出産は県外でしたが、制度の違いから避難元の負担額に比較し差額が生じました。請求できるでしょうか。

回答3-3

この相談者の場合には、避難先での出産によって生じた差額を、生活費の増大として請求することが相当であると考えます。避難前と避難後の制度の違いと、それによって生じた差額を明らかにできる資料（インターネットなどで準備できるでしょう）を用意して、紛争解決センターに調停申立することをおすすめします。なお、避難先での出産に伴う精神的苦痛があれば、慰謝料についても同時に申し立てるべきです。

検討と解説（3-3）「避難による家計費の増大分に関する賠償請求」

この相談は出産という身体に関するものです。健康保険に加入している場合、出産一時金が保険から支給されることになっています。また、独自に「出産祝い金」などを支給している市町村も少なくありません。たとえば大熊町では、第1子、第2子が5万円、第3子以上は20万円の祝い金を支給するとしています。

このような市町村に住んでいた方が、原発事故によって避難した先で出産した場合、自治体間の制度の違いで、出産祝い金などを受け取れなかったり、減額したりするケースが出てきます。

通常出産は病気ではないため、身体的損害として請求することはできないと思われます。しかし、原発事故がなければ当然支給を受けられた祝い金が、事故に伴う避難によって受け取れなくなったのは事実ですから、その分の損害が生じているのも事実です。この損害はどのように賠償されるのでしょうか。

出産祝い金が支給される主旨は、広い意味での子育て支援であり、子どもが生まれることによって増加する生活費の一部を補填する意味合いがあると考えられます。原発事故による避難と、避難先での出産の結果、出産祝い金が減額されたことは、生活費にあてる収入の減少を意味します。しかし就労補償のような形での賠償請求は、中間指針の就労損害に関する規定を見るかぎり困難であると思われます。

子育て費用のための出産祝い金の減少は、家計負担部分の増大を意味します。原発事故に伴う避難によって家計負担が増大した場合、その増大部分につき、生活費増加分として損害賠償することが可能であると考えます。

第4類型 就労に関する賠償請求

相談4-1 「20年余り東電の日雇い労務者として働いてきたが、原発事故で仕事がなくなった。休業補償は受けられるのか？」

私は20年前から東電の下請従事者（日雇い）として働いていました。原発事故後、原発で電気系統ケーブルの修理の仕事がありました。また、6月から7月の終わりまでは火力発電所での仕事や福島県内での瓦礫撤去の仕事がありました。現在無職（求職中）です。休業補償ということを聞いたことがあるのですが。

回答4-1

相談者は、日雇いとはいえ20年前から仕事をしており、勤労収入を得ています。相談者の住所や勤務先が対象区域内であり、原発事故の影響で仕事がなくなったということであれば、就労損害を請求できます。過去の勤務実績や収入の状況、仕事がなくなった事実がわかる書類またはメモなどを用意してください。事故後に働いて得た収入は、中間指針第二次追補の記述を基礎に、賠償金額から差し引かない形での請求をします。

この相談をされた方には、用意できるだけの資料を準備の上、紛争解決センターへの調停申立をされるようおすすめします。

検討と解説（4-1）「和解事例・中間指針からみる就労問題に関する損害賠償」

まず、就労損害に関する中間指針をみると、次のとおり述べられています。

「対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記7の営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる」

この記述を読むかぎり、精神的苦痛などの問題に比べ、就労損害が問題となることは少ないように思えます。しかしながら、公表された和解契約のうち、就労損害に関する項目が入っているものは34件の多くにのぼっており、一見明確な指針が存在するにもかかわらず、東電に対する請求が拒否され、調停に持ち込まれていることがわかります。いくつか事例を見てみましょう。

和解事例160 「本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用（移動費用、生活費増加費用及び家具等購入費用）、避難による精神的損害、就労不能損害、検査費用及

び除染費用等の損害賠償を求めた事例。就労不能賠償額154万3932円」

和解事例190「本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用（交通費及び生活費増加分）及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。就労不能賠償額109万3500円」

和解事例202「本件事故当時、双葉町に居住していた申立人（美容師）が、精神的損害、避難費用（交通費、宿泊費、生活用品等購入費、駐車場代及び一時立入費用）、就労不能損害及び美容師道具購入費等の損害賠償を求めた事例。就労不能賠償額110万8819円」

上記のように、住所や勤務先などの条件を満たしている場合であっても、何らかの理由で東電が支払いに応じないため、調停に持ち込まれ、その結果和解がされて支払を受けられたケースがあるわけです。

就労損害を請求できるのは「勤労者」です。ただし自営業者などは「営業損害」という別項目がありますので、人に雇われて賃金をもらっている人が、就労損害の対象者です。正社員、非正規社員、パート、日雇いなど、勤労の形態は問われません。原発事故によって仕事ができなくなり、収入が減ったり、無収入になった勤労者は、その収入相当額を就労損害として請求することができます。

また、昨年3月6日に出た「中間指針の第二次追補」では、転職や臨時就労した場合について、次のように定めていることも、請求を行うにあたっては重要です。

「就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である」

この一文は、「特別な努力」によって得た給与等を損害額から差し引けというような要求が東電からされた場合の反論の根拠となり得ます。

相談4-2 「震災後入社した会社を病気が悪化した親の介護のため退社。就労損害として賠償請求できるか？」

原発事故後、新たに入社したが親の介護に時間がさかれ、会社を退職せざるをえなくなってしまった（会社に辞めてくれといわれた）。親は原発事故による避難生活で病状が悪化し介護が必要になってしまった。就労不能を理由として補償してもらえますか。

回答（4-2）

相談者が離職を余儀なくされたのは、原発事故に伴う避難生活によって親の病気が悪化し介護が必要となったためです。相談者の離職と、原発事故とは、介護を必要とする親の存在によって結びついています。そのことを明らかにして、就労損害を請求することは可能と思われます。

請求に当たっては、従来の収入を明らかにする資料及び離職票などのほか、親の診断書や相談者による介護を必要とする理由を書いたメモなどを用意する必要があります。これらを準備の上、すみやかに紛争解決センターへの調停申立を行うことをおすすめします。

検討と解説（4-2）「自発的な離職も原発事故と相当因果関係があれば『賠償されるべき就労損害』といえるか？」

中間指針の就労損害に関する文章の備考に、つぎの記述があります。

「避難等を余儀なくされた勤労者が、例えば、対象区域内にあった勤務先が本件事故により廃業を余儀なくされ、又は、避難先が勤務先から遠方となったために就労が不能等となった場合には、その給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認められる。なお、就労の不能等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる」

ここで注意すべきは、「本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる」とされている点です。どのような場合がこの記述に相当するかについての説明はなく、また、この点について正面から論じた公開事例も見当たりませんでした。

しかしながら、例えば原発事故に伴う避難によって病気になった家族の世話をする必要があるため、離職を余儀なくされた場合などは、「本件事故と相当因果関係のある離職」と解されうると考え上記の回答を導きました。（「検討と解説（3-1）」参照）

第5類型 財物補償に関する問題

相談5-1 県外に新しい住居を購入したいが、購入資金は補償されるのか？

浪江町に自宅（自己所有）がありました。いまは仮設住宅にいますが、浪江町の自宅には、もう住みたくないのので県外に住まいを購入したいと考えています。その費用も補償してもらえないでしょうか。

回答5-1

このケースでは、①浪江町の家について、原発事故によって住宅として使用することができなくなったことを主張して損害賠償を請求し、②支払われた賠償金を元手に新居を購入するという手順を踏むことになると思われます。支払われた損害額が、購入額より低額であれば、その分は自己負担せざるを得ません。

相談者のもとには、財物賠償に関する請求書類が東京電力から届いているものと思います。相談者はまずその内容を確認し、同意できる範囲については同意して東京電力からの支払を受けます。その上で、同意できない部分（全部または一部）について、紛争解決センターに調停を申し立てることになります。

東電の示した基準は一律で画一的です。この基準では不相当だというケースが当然出てきます。相談者が、自分に対する賠償が不相当であると考えるのであれば、そう考える理由を明らかにして調停を申し込みます。浪江町の自宅に住み続けることができないというのも、不相当とする理由の一つになりえます。紛争解決センターに申し込むに際しては、この理由を整理し、順序だてて、裏づけとなる資料とともに提出する必要があります。

東電の基準が不相当である理由は、被害者によって異なります。その理由に応じて主張の仕方や証拠の出し方も変わってきます。紛争解決センターへの申立をお考えの際は、原発事故損害賠償請求支援司法書士団などにご相談されることをおすすめします。

検討と解説（5-1） 「東電の財物賠償に関する基準についての問題点」

相談者は、浪江町の家に戻ることをあきらめ、県外に家を購入することを希望しています。家を購入せざるを得なくなったのは、原発事故が発生したためであり、購入代金の補償を求

めるのは当然と思えます。購入代金の補償を求める方法としては、購入代金そのものを請求する方法が考えられます。もしそれが認められれば、相談者は自己負担なしに新たな住宅に住むことができます。しかし残念ながら、現在の間中指針及び東電の基準では請求は通らないと思われます。

買って間もない自動車が、交通事故で破損した場合を考えてみましょう。「壊れた車と新車を交換して欲しい」、多くの人がそう思うはずです。しかし実際には、修理代と一定の減価（事故によって下がった車の価値）分の支払しか受けられません。原発事故による財物賠償も、これと同じ理屈を使っているからです。

紛争解決センターは、財物賠償をめぐる和解事案について東京電力に対して示した「和解案提示理由書」において、次のように述べています（問題事例1の別紙3）。

「2. 財物の損害について

（1）基本方針

本件財物に「現実に価値を喪失し又は減少した部分」があれば、「原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額」と、財物の現在の時価との差額をもって財物損害の額と算定するのが相当である（中間指針第3の10 備考5）。

本件財物は、福島第一原子力発電所から約〇キロメートルの至近位置にあり、文部科学省が公表している「東京電力株式会社福島第1原子力発電所20km 圏内の空間放射線量率の測定結果〔平成23年11月29日測定〕」では、その付近（〇〇〇〇（福島第1原子力発電所から〇キロメートル））において〇〇マイクロシーベルト毎時の放射線量が記録されていること等からこれまで相当程度の放射性物質に曝露したことが認められ、現在も立入りが制限されている地域に存在している。したがって、本件財物は「財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合」（指針第3の10のⅡ）の①に該当することが明らかであり、本件財物について財物損害が発生していることも明らかである」

この記述から、財物の賠償については、①第1原発と当該不動産との距離、測定された時間当たりの放射線量、立入制限区域などの区域区分の3点を検討して、財物賠償が必要であるとししました。

しかし、中間指針や東電の賠償基準に対しては、特に不動産に関する賠償について、①従来型の損害賠償＝現実に個別に生じた損害のみの賠償にとどまること、②区域分けによって賠償の金額に大差が出ることを中心とした批判があります。①の批判は、基準が、例えば交通事故によって壊れた自動車の損害賠償と同様の考え方に基づいており、地域や生活環境そのものが破壊されている現実を踏まえていないという観点からの批判です。また②は、政府による区域見直しによって賠償金額に大差があり、生活再建の機会の公平・平等の観点からも、また、被害回復の実情の観点からも、きわめて問題が大きいという批判です。

いずれの批判も正鵠を得ていると考えます。このような批判が出ることは当然予想されたにもかかわらず、現在の基準が出されてしまった原因は、①紛争解決審査会が従来型の損害賠償の法理にとらわれ、被害の実態に即した新たな法理の探求を怠ったこと、②東電の賠償額を最小限に抑えようとしたことにあると考えます。

多くの被害者が、東電からの損害賠償に不満を持つのは当然です。その当然の不満をぶつ

け、中間指針や東電の基準を変えさせるためには、紛争解決センターへの調停申立だけではなく、①訴訟によって裁判所の判断を求める、②政治的問題として立法化する必要が出てくるものと考えられます。

訴訟や立法を通しての解決をどのように行うかは、本稿の範囲を超える問題です。ここでは、主に紛争解決センターを利用することを前提として、ご相談に対する回答としました。

相談5-2 相続登記が済んでいないが、このままでも補償してもらえるか？」

2年前に夫が死亡。夫名義の山林や祖父名義の土地がいくつかあります。避難地域となっており今後国や東電の補償が出ることになった場合、名義を変えていないことで問題になることがあるでしょうか。

回答5-2

不動産について東電による損害賠償を受け取る方は、原則としてその不動産の所有者になります。請求者が不動産の所有者であることを東電に対して証明するのは、不動産登記事項証明書の記載です。登記事項証明書の所有権欄に登録されている人が、その不動産の所有者ということになります。

登記された所有者がすでに亡くなっている場合には、相続登記手続などによって、現在の所有者を登記する必要があります。なお例外的な場合には、固定資産評価証明書の記載などで所有者を証明することもあり得ますが、原則として登記をする必要があります。

相談された方の場合、すでに夫が亡くなっており、夫名義や祖父名義の不動産もあるとのことですので、用意できるかぎりの資料（夫名義と祖父名義の不動産がわかる資料や戸籍謄本など）を持って、地元にいる司法書士事務所にご相談されることをおすすめします。なお、司法書士事務所の所在がわからない場合は、地元の司法書士会（福島県の場合には福島県司法書士会 〒960-8022 福島県福島市新浜町6-28 電話024-534-7502）に連絡してください。

相談5-3 「家の修繕費や立入禁止地域の駐車場の賃料は補償してもらえるか？」

結婚して30年前から東京都に住んでいますが、福島県いわき市に生家があります。私と息子（祖父の養子になっている）で相続をしました。将来は生家に戻って生活していこうと思っており、修理等をしています。また、浪江町にある土地をスーパーに駐車場として貸していましたが、立入禁止になって利用できない状態になってしまいました。生家の修繕費、駐車場の賃料を賠償請求できませんか。

回答5-3

相談者はいわき市の生家の修繕費の賠償を求めています。原発事故によって必要となった修繕費であれば請求は可能ですが、そうでなければ困難と思われます。修理費とは別に、和解事例17のような内容の請求は可能と考えます。

浪江町にあるスーパーの駐車場の地代については、不動産収入として取り扱われます。地代が入らなくなったことと原発事故との間には因果関係がありますので、請求することが可能です。請求に際しては、従来の地代収入を明らかにできる書面（不動産収入の申告書や、入金記録など）をご準備ください。

参考事例（5-3）「不動産の損害に関する和解事例」

和解事例17「本件事故当時、埼玉県に居住し、転居予定の家屋を、いわき市に所有していた申立人らが、精神的損害、放射線の検査費用の損害賠償を求めた事例」では、事故発生から平成24年3月16日（和解成立日）までの期間、「申立人らがいわき市に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことによる精神的損害」及び検査費用として、の合計12万8千円が支払われました。

また和解事例172「本件事故当時、南相馬市小高区において不動産賃貸業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例」では、不動産収入を営業損害として認め、賠償する和解が成立しています。

相談5-4 「土地の線量が高く、売買契約が頓挫。この損害は賠償されるのか？」

数年前から自己所有の土地（山林）を売却しようと考え、その準備で動いていました。売却できる状態に近づいてきたところで、今般の大震災となってしまいました。最近、その土地の放射線量が公表され高い数値であることが判明し売買の話は、全く前に進まなくなってしまいました。損害賠償請求はできますか。

回答5-4

このケースは、山林の売却が近付いてきたところで原発事故が起き、高い放射線量が測定されたために、売買ができなくなったという相談です。高い放射線量が測定されたこと、その放射線が原発事故によるものであることは、客観的な事実として証明できるでしょう。次に検討すべきことは、①売買契約がどの程度進んでいたか（契約書が作られていたか、買受の申し込みがあり、契約の条件などを詰めている段階だったかなど）、②その契約が成立しなかったことにより生じた損害はいくらかということです。

①売買契約がどの程度まで進んでいたか、また、その契約がどのような経過をたどって解除され、または締結ができなくなったかという事実については、契約関係文書（契約書や合意書、買付証明、あるいは契約に向けて当事者が書いたメモなど）によって証明することができます。また売買が不調になったり、解除されたいきさつについては、買主や仲介業者などとのやり取りの記録（あるいはそうした人たちに書いてもらった「事情説明書」など）や、相談者自身が作成した記録によって証明することができます。

②損害額については、請求する側としては、今後売買できる見込みがなくなったとして、予定されていた売買代金そのものを請求することになると考えます。売買代金を証明する方法は、①と同様のものとなります。

相談者には、以上に述べた資料をご準備のうえ紛争解決センターに申立ることをおすすめします。なおその際は、原発事故損害賠償請求支援司法書士団などにご相談されることをおすすめします。

検討と解説（5-4）「不動産に関する契約への影響に関する賠償の指針」

原発事故によって不動産に関する契約が影響を受けた場合の損害賠償について、中間指針は次のような基準を示しています。

「不動産売買契約及び不動産賃貸借契約（以下「不動産関連契約」という。）の契約価格

の下落に係る損害については、本件事故がなければ当初予定していた価格で契約が成立していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で現実の契約価格との差額につき賠償すべき損害と認められる。

併せて、不動産関連契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害については、本件事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

また、不動産を担保とする融資の拒絶による損害や不動産賃貸借における賃料の減額を行ったことによる損害等については、本件事故がなければ当該融資の拒絶や賃料の減額等が行われなかったとの確実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」

この基準から、①不動産に関する契約の拒絶や減額などが原発事故によって生じたのか（事故がなければそうならなかったという確実性があるか）、②合理的な損害賠償額はいくらかという2点が問題となることがわかります。言い換えれば請求する側は、この2点を自分のケースに当てはめ、あらかじめ検討を行う必要があります。

第6類型 損害賠償請求権の時効消滅

相談6-1 「ADRで話し合いが始まれば請求権は時効消滅しないか？」

東電への請求には時効があると聞いていますが。すでにADRを申し込み済みで、相手方からの答弁書は届いています。このまま話し合いが進まない場合は時効になってしまうのでしょうか。

回答6-1

紛争解決センター（ADR）への申立てで時効は中断しません。法律の改正などがなければ、来年3月過ぎには時効になります。紛争解決センターの手続が進まない場合には、裁判所への訴訟提起などを行う必要があります。

検討と解説（6-1）「特別法が制定されるまでは、営利団体である東電の善意を過信することはできない」

現時点では、紛争解決センター（ADR）への申立てで時効を中断する効力はありません。この点について、紛争解決センターの設立にかかわった日本弁護士連合会は、「センターへの申立てについて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の認証ADRに関する規律にならい、消滅時効中断の法的効果を付与すること」を求める意見を表明しています（平成24年8月23日「原子力損害賠償紛争解決センターの立法化を求める意見書」）。

新たな立法措置がされないかぎり、法律上、原発事故による損害賠償義務の消滅時効は、不法行為一般に関する時効の規定が適用されます。その規定は以下の通りです。

「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする」

新たな立法がされなければ、最短で2014年3月には、時効によって消滅してしまう損害賠償請求権が出てくることになります。

時効を中断するためには、大きく分けて、①裁判上の請求（訴訟や民事調停など裁判所で行う手続を通じて請求すること）、②債務者の承認の2類型があります。紛争解決センターへの申立は、①の類型に含まれていないため、時効を中断することができません。そこで日弁連はセンターへの申立を①と同様の扱いにするよう求めているのです。

②の承認はどうでしょうか。今年1月11日、次のような新聞報道がなされました。

「原発賠償、時効適用せず 基準に明記へ 東電社長表明

東京電力の広瀬直己社長は10日、福島第1原発事故の損害賠償請求について、民法の消滅時効（3年）を適用せず、時効完成後の請求も認める考えを示した。訪問先の福島県庁で明らかにした。

広瀬社長は報道陣に「3年で終わりというつもりは全くない。法律の規定（消滅時効）はあるので、ご心配を抱かせない方策を社内で検討する」と述べ、時効を適用しない方針を賠償基準や経営計画に明記する意向を示した。その後東電は、2月4日付で「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」を公表しました。そこには次の通りの考え方が示されています。

「弊社は、民法第146条が『時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。』と規定しており、弊社は時効援用の利益をあらかじめ放棄することができないとされていることも考慮しつつ、弊社として最大限可能な対応策を検討してまいりました。その結果、本日、主務大臣よりご認定いただいた特別事業計画に係る変更申請にあたって、下記3. のとおり消滅時効に関する弊社の立場を表明させていただくとともに、被害者の方々に速やかに賠償請求いただくための取り組み等について記載させていただきました。

3. 弊社の考え方と対応方針

本日、主務大臣よりご認定頂いた特別事業計画において表明いたしました弊社の消滅時効の問題に関する考え方及び対応方針（時効進行の起算点に関する考え方、中断事由に関する考え方及び時効に関する柔軟な対応）については、以下のとおりです。

(1) 消滅時効の起算点

弊社は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針等を踏まえ、弊社の請求受け付けの準備が整ったものから順次、損害賠償項目ごとに被害者の方々からのご請求を受け付けさせていただいております。このことからすれば、被害者の方々が損害を現実に認識し、弊社に対して損害賠償を請求することが事実上可能な状況となった時点は、弊社の「損害賠償請求の受付開始」の各時点であるため、消滅時効の起算点は、それぞれの損害について、「弊社が中間指針等に基づき賠償請求の受付をそれぞれ開始した時」と考えることができます。例えば、政府の避難指示により発生した平成23年4月分の精神的損害については、弊社が第1期の請求受け付けを開始した9月が時効の起算点となり、同年10月分の精神的損害については、第2期（平成23年9月から11月まで）の請求受け付けを開始した12月が時効の起算点となり、土地・建物等の財物賠償については現時点で受け付けを開始していないことから（償却資産及び棚卸資産を除く）、時効は進行していないものと考えております。

(2) 時効の中断事由

また、従前、弊社は、仮払補償金をお支払いさせていただいた被害者の方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしている被害者の方々）に対し、弊社に対する請求を促す各種のダイレクトメールや、損害額を予め印字する等したご請求書を送付させていただいております。弊社がこれらを送付しご連絡させていただく行為は、民法上、消滅時効の進行を中断させる「債務の承認」に該当すると解釈できます。そこで、弊社は、被害者の方々が弊社からダイレクトメール等を受領された場合、当該ダイレクトメール等を受領された時点から、再び新たな時効期間（3年間）が進行すると考えております。

今後、被害者の方々にダイレクトメール等を送付させていただく際、上記趣旨を踏まえた記載とさせていただくことを考えております。なお、このような時効の中断に関する考え方は、弊社が本件事故に伴う原子力損害賠償債務についてその存在を認識していることが前提となりますので、弊社が仮払補償金をお支払いした方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしていた被害者の方々）の損害賠償債務について適用されるものと考えております。

(3) 柔軟な対応

さらに、上記に該当しない被害者の方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住していなかった方々、及び同地域で事業をしていなかった被害者の方々）についても、「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております」

この「考え方」によって時効の問題はなくなったと判断できるでしょうか。そうは判断できません。東電の考え方は、「時効の利益は事前に放棄することができない」という民法の規定を前提にしたものであることに変わりはありません。（1）の時効の起算点をずらすということ、（2）のダイレクトメールなどを送った被害者に対してはその時点で債務を承認したことになり、再度三年間の時効が始まるという考え方は、過去の最高裁判決などから導き出されるものであり、東電が法的な枠組みを超えた譲歩をしたわけではありません。逆にみれば、ここで述べられた理屈に含まれない範囲の損害や、被害者については、東電は時効を主張できるということです。その上で、「個別の事情を踏まえ、柔軟な対応を行う」としているわけです。

会社の経営者は、会社の利益を害する行動を取れないことになっています。そのような行動をとった経営者は、株主代表訴訟などによって損害賠償を求められることになります。東京電力の場合も同じです。東電の社長を始めとする経営陣は、東電の利益を損なう行動をすることができません。原発事故による損害賠償についても、法的に負うことになる責任以上のものを認めようとしていません。そのことにより株主代表訴訟が提起されれば、経営者は巨額の損害賠償義務を会社に対し負うからです。

原発事故による損害賠償請求権の時効期間が経過した後、被害者が裁判などで損害賠償請求を行った場合、東電側は時効によって損害賠償義務が消滅したとする主張を行うはずで、これに対し東電の「考え方」文書を持ち出しても、「時効の起算点または中断について

は、当該考え方に明示されたかぎりでは認める。しかし明示されていないケースについては争う」と反論されるだけです。

東電は、「時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと思いますと考えております」とも述べています。この記述は時効の完成＝損害賠償義務の消滅という法的効果を生じたのちに、「柔軟な対応」をすることによっていえるだけであることに注意が必要です。「個別の事情」に対する「柔軟な対応」がどのようなされるのか、まったく予測できないのです。

東電は、「被害者の方々が不利益を受ける事態が生じることのないよう、真摯に対応してまいります」という言葉で「考え方」を締めくくっています。そのような姿勢で被害回復が行われることは、社会常識としてはあまりにも当然のことです。しかし加害者である東電が表明した言葉を、被害者はどこまで信じられるのでしょうか。加害者は自己の法的責任＝損害賠償義務を最小化しようとするのが普通です。民間の営利企業である東電が、普通の加害者と異なる行動をすると信じることは、危険であると言わざるを得ません。

結局のところ、現時点で被害者が時効を確実に中断させるためには、①裁判上の請求を行う以外にはありません。この事実は明確に認識しておくべきです。東電の「真摯な姿勢」を信じて、後で後悔しても間に合わないからです。

しかし、被害者全員が裁判上の請求をしろというのは、いかにも酷であり、また不経済でもあります。東電の損害賠償責任に関する法的な枠組みを定め、その中で、時効の利益を認めないとする新たな立法が来年3月以前になされる必要があります。そして、そのような立法をさせるには、被害者の皆様が声をあげることがどうしても必要です。

声の上げ方にはどんな方法があるのでしょうか。裁判所が対応できないほどたくさんの訴訟を提起する方法もあるでしょう。また、政治的な要求を団結して、大声で叫ぶ方法もあるでしょう。どんな方法をとるかは被害者の皆様の選択にかかっています。しかし、黙って放っておけば、時効の期間が過ぎ、損害賠償の権利を法的に行使できない事態がやってきます。それは来年のことであり、その時期になってからでは遅いのだということを強調しておきたいと思います。

司法書士は140万円以下の請求の場合には代理人として、それ以上の請求額の場合には書面作成者として、相談者のお役に立てます。また東電の「考え方」との関係で時効の起算点がいつになるか、中断しているか、迷っておられる被害者は、原発事故賠償請求支援司法書士団にご相談ください。

(文章さいとうゆきみつ、資料整理すずきかつとし、編集みやざわひとし)

損害賠償請求支援司法書士団の動き

当団は、原発事故で被害を受けた方々が、東電への損害賠償請求をするのを支援するため結成されたボランティア団体です。昨年7月の結成から約半年、現在の当団の状況や活動について、簡単にご紹介したいと思います。

団員は約50名。群馬県と兵庫県の司法書士が主な構成メンバーで、ほかに神奈川県や四国・九州地方などの司法書士にも参加していただいています。今後は、福島県の司法書士にも参加・連携を呼びかけていく予定です。

当団が、今年の1月17日までに受けた相談は15件。相談継続中のものが12件で、そのうちの1件は原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立を行っているところです。相談の多くは、群馬司法書士会の相談電話から紹介された人、仮設住宅への巡回や、避難している人たちの「集い」等で知り合った人からのものです。しかし、昨年11月から始めた当団独自のフリーダイヤル（下記電話番号）への相談は3件と少なく、まだ認知度が低いようです。この点については、今後、当団のチラシを作成してフリーダイヤルの存在を広く告知をしていく予定です。

東電への賠償請求でお悩みの方はこちら（↓）まで、お電話ください。

損害賠償請求支援司法書士団の動き

「紛争解決センター」利用手続きを支援します。

- ① 東電の補償に納得できない方
- ② ご自身の事情に即した賠償請求をしたい方
- ③ 東電が示している賠償基準に該当しない方

下記フリーダイヤルまでお電話下さい。

「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」
フリーダイヤル **0120-440-744**

月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時

支援活動は原則無償で、継続的にいたします。

（場合により法律扶助制度の援助を利用していただくこともあります）

「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」

事務局 群馬県富岡市富岡131番地 櫻井裕司法書士事務所

（「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」は、東電への賠償請求を支援するボランティア団体です。）

県内避難者調査報告

**原発賠償で専門家に相談していない人が52%
今すぐにでも相談を、相談の窓口は開かれています**

2012年12月7日(金)、群馬大学で東日本大震災避難者調査報告会が開催された。調査は同大社会情報学部の西村淑子准教授と森谷健教授が8月に実施したもので、市町村を通じて県内に避難している680世帯にアンケートを送り、185世帯が回答した。また、回答者の中から38名が面談に応じ、学生らが個別聞き取り調査を実施。これら、アンケート及び聞き取り調査結果の報告会である。以下は報告をもとに筆者が関係機関に取材しまとめたものである。

アンケート調査の回答者の年齢構成は50才代以下が70%を占め、そのうち40才代が一番多く21%。それに比べ70才以上の高齢者は10%と少ない。福島県内の仮設住宅入居者年齢構成と対照的である。実際、県内避難者の集いに参加されてい



る方々は子供がいる家族が多く「若年層の被曝を心配しての避難」という声を裏付けている。

県内避難者の73%が応急仮設住宅（県市町村公営住宅、県市町村借上民間賃貸住宅、雇用促進住宅等）に住んでいる。現在、これらの家賃は無料となっているが、無料化は原則2年間。群馬県では1年延長する事が決まり、2014年3月31日までとしている。その後の延長は不明である。居住地により異なることもあるので、各自治体に問い合わせが必要だ。

住民票を避難先に移動していない方が66%いる。避難先の自治体では現在の避難場所についての届出を求めている。届出により避難元の県市町村から見舞金などの各種給付や税の軽減などの通知が直接届くようになる。また、届出をすることにより、住民票がなくても避難先の自治体において行政サービスが受けられるようになる。届出をしていない方は是非届出をするように。詳細は避難元または避難先の各自治体に問い合わせを。

インターネット環境のない家は48%。半分近くがインターネット情報から隔絶している。テレビ、ラジオ、新聞等々のマスコミからの原発、震災情報は今や激減。特に避難者にとっ

て必要な情報となると皆無だ。避難者への情報提供は今後益々必要となる。適切な支援が求められている。そんな中、群馬司法書士新聞の存在は貴重だ。

原発事故損害賠償について、請求していない人が23%、また専門家に相談していない人は52%。これは、我々司法書士も反省しなければいけないが、是非相談を。窓口は開かれています。群馬司法書士会ホットライン（0120-313-633）、原発事故損害賠償請求支援司法書士団（0120-440-744）にお電話ください。

今後の生活について、分からないが34%、避難元に帰る予定だが時期は未定が28%。つまり、62%の人々が将来を描けず不安と苦悩の日々を送っているといえる。遅々として進まぬ賠償に対する東電の対応、示すべき道を示さない国。民間レベルの支援の重要性は益々増してくるだろう。息の長い、きめ細やかな支援を続けることだ。

聞き取り調査をした学生は次のように調査結果を締めくくった。『「避難者」という一括りで問題をとらえることはできない。警戒区域から強制的に避難してきた方、自主避難された方々等、ひとり一人実情が異なり、問題やニーズは多様である。避難されている方々の生活再建には、画一的な支援ではなく、ひとり一人の状況やニーズに合わせた視点が必要だ。』

(しまださだお)

＊ 次号の特集予告 ＊

今号では相談事例を原発事故損害賠償問題に絞って掲載しています。次号では原発事故以外の相続、借地借家、登記、借金、行政について掲載する予定です。様々な問題を抱えている読者の皆様方に「私と同じケースもあるんだ」と思われる事例が問題解決に繋がることを期待しています。また、ホットラインをもっと活用していただきたいと思っております。

次号では

『被災者支援ホットライン 相談事例集・その2』

を特集いたします。

原発事故関連死で初の和解

東電が避難先で死亡した福島県南相馬市の女性の遺族に対し、事故との因果関係を認め和解が成立した。東電は申立人に死亡慰謝料1200万円の他、移動宿泊費67万円、葬儀費用50万円などを含む計1464万8779円の和解金を支払う。東電が「原発事故関連死」で和解に応じたのは初めてである。
(時事通信・福島民報・2012/12/20)

群馬県内に避難されている皆様へ 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。
原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。
相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。
例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。
詳細は下記にお電話ください。

027-224-7763

群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。
第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年12月）		
日 付	種 別	時 間
2012/12/03（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/04（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/05（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/06（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/07（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/09（日）	ぐんま暮らし応援会 県内避難者の集い 於：高崎市役所	13：30～16：00
2012/12/10（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/11（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/12（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/13（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/14（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/17（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/18（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/19（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/20（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/21（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/25（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/26（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/12/27（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00

◎ホットラインの受付時間に変更になります。

来月2月1日(金)から受付時間が午後1時から4時になります。突然の変更で申し訳ありません。変更は受付時間のみで、他の事項に変更はありません。

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル



0120-313-633

(通話料無料)

月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時

<ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談